

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案について

令和6年5月
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

1. 改正の内容

個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行並びに個人番号カードの交付に当たっては、市町村長（特別区の区長を含む。）は、書類の提示又は提出を受けること等により、本人であることを確認するための措置を講じることとされている。

令和4年12月に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」において、個人番号カードの交付時の本人確認の手法について、学生証アプリの提示による本人確認を行うことについて検討を行った上で必要な措置を行うこととされていることを踏まえ、本人であることを確認するための措置の際に、他の書類と併せて確認する場合であって、一定の措置をとることで、電磁的記録が不正に作成されたものでないことを確認することができる場合は、当該電磁的記録に記録された事項を移動端末設備の映像面に表示したものを提示することを可能とする。

また、その他所要の規定の整理を行うこととする。

2. スケジュール

令和6年 5月20日 公布・施行